

一般社団法人日本医学教育学会 代議員選出規則

第1章 総 則

(適 用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の代議員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(代議員の区分)

第2条 代議員は、その選出方法により選挙によって選出される代議員(以下、「選挙代議員」という。)と選挙によらないで選出される代議員(以下、「推薦代議員」という。)に区分する。

(代議員の選出時期)

第3条 代議員の選出は、この規則に従い、4年ごとに行う。

(選挙の管理)

第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会については別に定める。

第2章 選挙代議員の選任

(選挙代議員の定数)

第5条 選挙代議員の定数は、100名以上120名以内とする。

(選挙区および選挙区別の定数)

第6条 選挙区の区分は、別表のとおりとする。

2 各選挙区における選挙代議員の定数及びその内訳は、選挙の都度、理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを第7条および第8条の有権者に公示する。

3 前項に定める公示は、第11条に定める選挙の公示と同時に行う。

(選挙権)

第7条 選挙権の有権者は、個人会員及び機関会員であって、かつ、選挙が行われる前年の12月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認した者で、第12条の手続きを経て有権者名簿に記載された者とする。

(被選挙権)

第8条 被選挙権の有権者は、次の各号とともに該当する者とする。

(1) 個人会員であって、選挙が行われる前年の12月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認した者で、第12条の手続きを経て有権者名簿に記載された者

(2) 選挙が行われる年の6月1日現在の年齢が63歳未満の者

(有権者の所属する選挙区)

第9条 有権者の所属する選挙区は、第12条に定める有権者名簿(会員名簿)作成時の機関誌送付先によって定める。

(選挙代議員のクオータ制)

第 10 条 本会の多様性を高め、本会が医学教育をリードする学会として更に発展し、社会に貢献していくことを目的に選挙代議員にクォータ制を導入する。

2 具体的には、女性枠および一般病院枠（大学病院を除く医療機関）を設ける。

（選挙の公示）

第 11 条 選挙の公示は、学会ホームページで行い、各選挙区における選挙代議員の定数、投票及び開票の日程、開票方法、第 13 条に定める立候補の届け出及び立候補者の選定に関する規定、選挙広報に掲載する事項細目を明記する。

（有権者名簿）

第 12 条 選挙管理委員会は、第 7 条に定める会員について、選挙区ごとの有権者名簿を作成し、選挙が行われる年の 3 月 10 日までに学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

2 有権者名簿は、同じ選挙区に同姓同名の有権者がいる場合には、個人の判別が可能となるよう作成するものとする。

（立候補の届け出）

第 13 条 第 8 条で規定した被選挙権を有し立候補する者は、あらかじめ選挙管理委員会が定める日の午後 5 時までに、立候補を公示に記載の規定にしたがって電子申請する。

2 電子申請には、選挙管理委員会が定めた書式に従って下記の事項を記載する。

（1）候補者の氏名

（2）選挙区（都道府県のみ）

（3）所属機関名

（4）女性枠、一般病院枠での申請希望の有無

（5）これまでの医学教育領域での活動内容

（立候補者の確定）

第 14 条 代議員選挙の立候補者は、選挙管理委員会が確定する。

（選挙広報）

第 15 条 選挙管理委員会は、選挙区別に代議員選挙立候補者の氏名、所属を記載した選挙広報を作成し、学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

（投票）

第 16 条 投票は、有権者 1 名につき 5 名以内とする。

2 有権者は、その属する選挙区に限定せず、立候補者に投票することができる。

3 有権者は、選挙管理委員会が管理する電子投票システムにおいて選挙の期日の午後 5 時までに電子投票を行う。

4 選挙の期間（投票可能期間）は 2 週間以上を設定する。

（開票）

第 17 条 開票および開票結果の確定は、選挙管理委員会が公示に記載された期日に行う。

（当選の決定）

第 18 条 選挙代議員は、選挙区ごとに、得票の多い者から、順次、第 6 条第 2 項に定める

定数までの被選挙権をもつ有権者を当選者とする。

2 当選者は枠ごとに以下の順序で決定する

- (1) 女性枠での申請を希望した者のうち、得票の多い者から当選者とする。
- (2) 一般病院枠での申請を希望した者のうち、得票の多い者から当選者とする。
- (3) (1)、(2) で選出されなかった者およびその他の候補者のうち、得票の多い者から当選者とする。(1)、(2) に欠員がある場合は、(3) において当選者を加算する。

3 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

4 当選を辞退する者がある場合は、枠ごとに次点の者を得票数の多い順に繰り上げる。

5 選挙管理委員会は、選挙結果をなるべく速やかに学会ホームページの会員専用ページで公示し、機関誌「医学教育」にも掲載する。

(選挙代議員の任期)

第 19 条 選挙代議員の任期は、その当選者が決定した日に始まり、4 年後に行われる次の選挙において選挙代議員が決定する前日に終わる。

(欠員の補充)

第 20 条 選挙代議員に欠員を生じた場合には、理事長は、理事会の議決を経て、欠員を生じた選挙区における第 18 条第 4 項の次点者を、選挙代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって選挙代議員を補充したときは、理事長は、これを速やかに、学会ホームページに公示する。

3 選挙代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた欠員は、これを補充しない。

4 補充した選挙代議員の任期は、前任者の残存期間とする。

(選挙の疑義)

第 21 条 選挙代議員の選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

第 3 章 推薦代議員の選任

(推薦代議員の選考)

第 22 条 推薦代議員を選考するために、本会に推薦代議員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会及び推薦代議員の選考、選任及び公示については別に定める。

(推薦代議員の任期)

第 23 条 推薦代議員の任期は、選考委員会が選任した日に始まり、4 年後に行われる次の選考委員会で推薦代議員が選任される前日に終わる。

(推薦代議員の欠員の補充)

第 24 条 推薦代議員に欠員を生じた場合には、理事長は理事会の議決を経て、推薦代議員を補充することができる。

2 前項の規定によって推薦代議員を補充したときは、理事長は速やかに、学会ホームページに公示する。

3 補充した推薦代議員の任期は、前任者の残存期間とする。

(規則の変更)

第 25 条 この規則の変更は、理事会の議決によって行う。

(別表) 選挙代議員選挙区

区 分	都 道 府 県
1	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
2	茨城、栃木、群馬、新潟、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野
3	東京
4	静岡、愛知、岐阜、富山、石川、福井、三重
5	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
6	岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、高知、愛媛
7	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2018 年 8 月 2 日 理事会

2018 年 8 月 2 日 社員総会により改定

2022 年 12 月 1 日 理事会

2022 年 12 月 20 日 社員総会により改定

2026 年 7 月 30 日 理事会

2026 年 7 月 30 日 社員総会により改定